

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目 次

議 会 告 示	ページ
秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程 (一・議会事務局総務課).....	1
秋田県議会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程 (二・議会事務局総務課).....	2
教育委員会規則	
秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則(一七・教育庁総務課).....	19
秋田県教育委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則(一八・教育庁総務課).....	20
人事委員会規則	
人事委員会規則二 四(人事委員会が保有する行政文書の公開等)の一部を改正する規則.....	37
人事委員会規則二 六(人事委員会が取り扱う個人情報の保護)の一部を改正する規則.....	38

## 議 会 告 示

秋田県議会告示第一号

秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田県議会議長 鈴木洋一

秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程(平成十二年秋田県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

この決定に不服がある場合の  
救 済 方 法

この決定に不服がある場合は、この決定があった翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 議 会 に 異 議 申 立 て を す る こ と が で き ま す 。

た こと を 知 っ た 日 の  
6 条 の 規 定 に よ り、

を  
この処分に不服がある場合の  
救 済 方 法

- 1 この処分に不服がある場合の翌日から起算して1年以内であることができません。ただし、秋田県を代表する者が提起した場合は、秋田県を代表する者から起算して1年以内であることができません。
- 2 この処分の取消しは、秋田県を代表する者が提起した翌日から起算して60日以内であることができません。
- 3 この処分の取消しは、秋田県を代表する者が提起した翌日から起算して60日以内であることができません。

ある場合は、この処分があったことを知った日60日以内に、秋田県議会に対して異議申立てをす。

の訴えは、この処分があったことを知った日の月以内に、秋田県を被告として(訴訟においては、秋田県議会議長となります。)、提起する。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日経過したときは、処分の取消しの訴えを提起す。ん。

よ。に

に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過したときは、を提起することができません。

#### 附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

#### 秋田県議会告示第二号

秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田県議会議長 鈴木 洋一

秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十三年秋田県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「第二十一条第四項、第二十五条第三項」を、「第二十一条第五項、第二十五条第三項、第二十六条の八第二項」に改め、同項第二号中「法定代理人（）」を「遺族又は法定代理人（）」に改め、「当該」及び「その他」の下に「遺族又は」を加え、「の資格」を「であること」に改め、同項第三号中「の資格」を「であること」に改め、同項第四号中「に係る法人登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改める。

第五条第一項中、「第十四条第二項」を、「第十四条第三項」に、「第十九条第三項」を、「第十九条各頂」に改め、同条第二項中「第二十四条第二項において準用する条例第十四条第二項」を、「第二十四条第三項」に、「第十九条第三項」を、「第十九条各頂」に、「第二十六条第二項又は第三項」を、「第二十六条の二各頂」に改め、同条第三項中「第二十七条第二項において準用する条例第十四条第二項」を、「第二十七条第三項」に、「第十九条第三項」を、「第十九条各頂」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項前段の規定は、条例第二十六条の七第三項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第一項前段中「第十九条各頂」とあるのは、「第二十六条の十各頂」と読み替えるものとする。

第六条第一項を削り、同条第二項中「第十九条第三項」を、「第十九条各頂」に改め、同項第一号中「様式第四号」を、「様式第三号」に改め、同項第二号中「様式第五号」を、「様式第四号」に改め、同項第三号中「様式第六号」を、「様式第五号」に改

め、同項第四号中「様式第七号」を、「様式第六号」に改め、同項第五号中「が記録された行政文書」を削り、「様式第八号」を、「様式第七号」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2 条例第十九条の二第二項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第八号）によるものとする。

3 条例第十九条の三の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第八号の二）によるものとする。

第六条の次に次の一条を加える。

（個人情報開示請求事案移送通知書）

第六条の二 条例第十九条の四第一項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書（様式第八号の三）によるものとする。

第七条第一項中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「第二十条第二項」を、「第二十条第三項」に改める。

第九条第一項中「個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定」を「開示決定」に、「当該決定」を「当該開示決定」に改める。

第十四条第一項中「第二十六条第二項」を、「第二十六条の二第一項」に改め、同項各号中「を訂正する」を「について訂正をする」に改め、同条第二項中「第二十六条第三項」を、「第二十六条の二第二項」に改め、同条第三項中「第二十六条第四項において準用する条例第十九条第二項」を、「第二十六条の三第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 条例第二十六条の四の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第十五号の二）によるものとする。

第十四条の次に次の四条を加える。

（個人情報訂正請求事案移送通知書）

第十四条の二 条例第二十六条の五第一項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第十五号の三）によるものとする。

（個人情報訂正通知書）

第十四条の三 条例第二十六条の六の規定による通知は、個人情報訂正通知書（様式第十五号の四）によるものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第十四条の四 条例第二十六条の八第一項の規定による書面の提出は、個人情報利用停止請求書（様式第十五号の五）によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第十四条の五 条例第二十六条の十第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- 1 個人情報情報の全部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書(様式第十五号の六)
- 2 個人情報情報の一部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書(様式第十五号の七)
- 3 条例第二十六條の十一第二項の規定による通知は、個人情報非利用停止決定通知書(様式第十五号の八)によるものとする。
- 4 条例第二十六條の十一第二項の規定による通知は、個人情報利用停止決定特定期間特別通知書(様式第十五号の十)によるものとする。

この決定に不服がある場合は、この決定の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に異議申立てをすることができま

定があったことを知った日の審査法第6条の規定により、す。

この処分に不服がある場合は、この決定の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に異議申立てをすることができま

に不服がある場合は、この処分があったことを知った日 起算して60日以内に、秋田県議会に対して異議申立てを できます。

の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において表する者は、秋田県議会議長となります。)、提起する ます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日 て1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起す きません。

とせらるゝ。

他の実施機関 実施機関以外の県の機関 出  
 国・他の地方公共団体 法人その他の団体 個

他の実施機関 実施機関以外の県の機関  
 国・他の地方公共団体 独立行政法人等・地方独立行政法人 個人  
 法人その他の団体 個人 ( )

同一実施機関内 他の実施機関  
 実施機関以外の県の機関 国・他の地方公  
 法人その他の団体 個人 ( )

同一実施機関内 他の実施機関  
 実施機関以外の県の機関 国・他の地方公共団体  
 独立行政法人等・地方独立行政法人 個人 ( )  
 法人その他の団体 ( )

個人情報取扱事務の委託 (委託の内容: 無)

指定管理者が扱う個人情報取扱事務	有 (事務の内容: 無)
個人情報取扱事務の委託	有 (委託の内容: 無)

「 」	「 」
「 」	「 」
「 」	「 」

第7条第10号「請求者 住所」の次「(居所)」の「第2項」の次「、第3項」の「」 「法定代理人記載欄」 法定代理人、」 遺族・法定代理人記載欄)

遺族又は法定代理人、」	「 」	未成年者	成
「 」	「 」	未成年者	成
「 」	「 」	死者	未成年者
「 」	「 」	未成年者	未成年者

「 」	「 」	「 」	「 」
「 」	「 」	「 」	「 」
「 」	「 」	「 」	「 」

第5条 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡

時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

- 第4条 この通知があった日から90日を経過した日以後は、開示を受けることができず。
- 第5条 この通知があった日から90日を経過した日以後は、開示を受けることができず。

第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条 第35条 第36条 第37条 第38条 第39条 第40条 第41条 第42条 第43条 第44条 第45条 第46条 第47条 第48条 第49条 第50条 第51条 第52条 第53条 第54条 第55条 第56条 第57条 第58条 第59条 第60条 第61条 第62条 第63条 第64条 第65条 第66条 第67条 第68条 第69条 第70条 第71条 第72条 第73条 第74条 第75条 第76条 第77条 第78条 第79条 第80条 第81条 第82条 第83条 第84条 第85条 第86条 第87条 第88条 第89条 第90条 第91条 第92条 第93条 第94条 第95条 第96条 第97条 第98条 第99条 第100条

第101条 第102条 第103条 第104条 第105条 第106条 第107条 第108条 第109条 第110条 第111条 第112条 第113条 第114条 第115条 第116条 第117条 第118条 第119条 第120条 第121条 第122条 第123条 第124条 第125条 第126条 第127条 第128条 第129条 第130条 第131条 第132条 第133条 第134条 第135条 第136条 第137条 第138条 第139条 第140条 第141条 第142条 第143条 第144条 第145条 第146条 第147条 第148条 第149条 第150条 第151条 第152条 第153条 第154条 第155条 第156条 第157条 第158条 第159条 第160条 第161条 第162条 第163条 第164条 第165条 第166条 第167条 第168条 第169条 第170条 第171条 第172条 第173条 第174条 第175条 第176条 第177条 第178条 第179条 第180条 第181条 第182条 第183条 第184条 第185条 第186条 第187条 第188条 第189条 第190条 第191条 第192条 第193条 第194条 第195条 第196条 第197条 第198条 第199条 第200条

様式第 8 号 個人情報開示決定等期間延長通知書 (第 6 条関係)

( A 4 判 )

個人情報開示決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の2第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2第1項に規定する期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
延長後の決定期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
延長の理由	
事務担当課	<p>秋田県議会事務局 課 班</p> <p>電話番号</p>
備考	

様式第 8 号の 2 個人情報開示決定等期間特例延長通知書 (第 6 条関係)

( A 4 判 )

個人情報開示決定等期間特例延長通知書	
様	記号及び番号 年 月 日
	秋田県議会議長 印
年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。	
開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第 1 項 に 規 定 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間及びその内容	年 月 日から 年 月 日まで
	(内容)
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定を適用する理由	開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。 内容説明： ( )
事務担当課	秋田県議会事務局 課 班 電話番号
備考	

様式第 8 号の 3 個人情報開示請求事案移送通知書 (第 6 条の 2 関係)

( A 4 判 )

個人情報開示請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の4第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の開示決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

開示請求に係る個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の 事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話番号
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送をした実施機関の 事務担当課	秋田県議会事務局 課 班 電話番号





の3第2項」に、「訂正するかどうかの決定をする」を「訂正決定書の」に、「第26条第1項」を「第26条の3第1項」に改め、同様式の次に次の九様式を加える。

様式第15号の2 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第14条関係)

(A4判)

個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の4の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の3 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の訂正決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第26条の4 の規定を適用する理由	
事務担当課	秋田県議会事務局 課 班 電話番号
備考	

様式第15号の3 個人情報訂正請求事案移送通知書(第14条の2関係)

(A4判)

個人情報訂正請求事案移送通知書

記号及び番号  
年 月 日

様

秋田県議会議長 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の5第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の訂正決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

訂正請求に係る個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の 事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話番号
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送をした実施機関の 事務担当課	秋田県議会事務局 課 班 電話番号

様式第15号の4 個人情報訂正通知書(第14条の3関係)

(A4判)

個人情報訂正通知書

記号及び番号  
年 月 日

様

秋田県議会議長

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正をしたので、秋田県個人情報保護条例第26条の6の規定により通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課	秋田県議会事務局 課 電話番号
備考	

様式第15号の5 個人情報利用停止請求書（第14条の4関係）

( A 4 判 )

個人情報利用停止請求書

年 月 日

秋田県議会議長 様

( 郵便番号 )

請求者 住 所 ( 居所 )

氏 名

( 法人にあっては、その名称及び代表者の  
氏名並びに主たる事務所の所在地 )

電話番号

秋田県個人情報保護条例第26条の7第1項（第2項、第3項）の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 個人 情 報 の 内 容	( 開示を受けた日 ) 年 月 日 ( 利用停止請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。 )
利用停止請求の内容 及 び 理 由	利用の停止 消去 提供の停止 ( 利用停止請求の内容を具体的に記入してください。 )
	( 利用停止請求の理由 )

( 遺族・法定代理人記載欄 ) 遺族又は法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本 人 の 区 分	死者	未成年者	成年被後見人
本人の住所 ( 居所 ) 及 び 氏 名 等	氏 名		
	住 所 ( 居所 )	( 郵便番号 )	電話番号

- 注1 のある欄には、該当する項目の にレ印を付してください。  
 2 法定代理人が請求する場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印の上、その印鑑証明書を添付してください。  
 3 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を係員に提出し、又は提示してください。  
 4 遺族又は法定代理人が請求する場合には、遺族又は法定代理人に係る注3の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。  
 5 本人が死者である場合は、「本人の住所 ( 居所 ) 及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

( 職員記載欄 ) この欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	運転免許証 旅券 健康保険証 その他 ( )
請求資格の確認	戸籍謄本 その他 ( )
事務担当課	秋田県議会事務局 課 班 電話番号
備 考	

様式第15号の6 個人情報利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報利用停止決定通知書	
様	記号及び番号 年 月 日
秋田県議会議長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。	
利用停止請求に係る個人情報の内容	
利 用 停 止 の 内 容	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日
利 用 停 止 の 理 由	
事 務 担 当 課	秋田県議会事務局 <span style="float: right;">課 班</span> 電話番号
備 考	

様式第15号の7 個人情報部分利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報部分利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部について利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
部分利用停止 とする理由	
事務担当課	秋田県議会事務局 課 班 電話番号
この処分に不服がある 場合の救済方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県議会に対して異議申立てをすることができます。</li> <li>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県議会議長となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</li> <li>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</li> </ol>

様式第15号の8 個人情報非利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報非利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止をしない 理由	
事務担当課	秋田県議会事務局 課 班 電話番号
この処分に不服がある 場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県議会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県議会議長となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>



様式第15号の9 個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の11第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	秋田県議会議務局 課 班 電話番号
備考	

様式第15号の10 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

<p>個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書</p>	
<p>様</p>	<p>記号及び番号 年 月 日</p>
<p>秋田県議会議長 <span style="float: right;">印</span></p>	
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の12の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。</p>	
<p>利用停止請求に係る個人情報の内容</p>	
<p>秋田県個人情報保護条例第26条の11 第 1 項 に 規 定 す る 期 間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>延長後の利用停止決定等をする期限</p>	<p>年 月 日</p>
<p>秋田県個人情報保護条例第26条の12 の 規 定 を 適 用 す る 理 由</p>	
<p>事 務 担 当 課</p>	<p>秋田県議会事務局 課 班 電話番号</p>
<p>備 考</p>	



対する決定があつたことを知つた日の翌日から提起することができます。ただし、その期間内日の翌日から起算して1年を経過したときは、を提起することができません。

#### 附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 渡 部 聡

秋田県教育委員会規則第十八号

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十三年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「第二十一条第四項、第二十五条第三項」を、「第二十一条第五項、第二十五条第三項、第二十六条の八第二項」に改め、同項第二号中、「法定代理人（）」を、「遺族又は法定代理人（）」に改め、「当該」及び「その他」の下に「遺族又は」を加え、「の資格」を「であること」に改め、同項第三号中「の資格」を「であること」に改め、同項第四号中「に係る法人登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改める。

第五条第一項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同条第二項中「第二十四条第二項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第二十六条第二項又は第三項」を「第二十六条の二各項」に改め、同条第三項中「第二十七条第二項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十七条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項前段の規定は、条例第二十六条の七第三項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第一項前段中「第十九条各項」とあるのは、「第二十六条の十各項」と読み替えるものとする。

第六条第一項を削り、同条第二項中「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同項第一号中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同項第二号中「様式第五

号」を「様式第四号」に改め、同項第三号中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同項第四号中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同項第五号中「が記録された行政文書」を削り、「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2 条例第十九条の二第二項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第八号）によるものとする。

3 条例第十九条の三の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第八号の二）によるものとする。

第六条の次に次の一条を加える。

（個人情報開示請求事案移送通知書）

第六条の二 条例第十九条の四第一項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書（様式第八号の三）によるものとする。

第七条第一項中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第九条第一項中「個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定」を「開示決定」に、「当該決定」を「当該開示決定」に改める。

第十四条第一項中「第二十六条第二項」を「第二十六条の二第二項」に改め、同項各号中「を訂正する」を「について訂正をする」に改め、同条第二項中「第二十六条第三項」を「第二十六条の二第二項」に改め、同条第三項中「第二十六条第四項において準用する条例第十九条第二項」を「第二十六条の三第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 条例第二十六条の四の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第十五号の二）によるものとする。

第十四条の次に次の四条を加える。

（個人情報訂正請求事案移送通知書）

第十四条の二 条例第二十六条の五第一項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第十五号の三）によるものとする。

（個人情報訂正通知書）

第十四条の三 条例第二十六条の六の規定による通知は、個人情報訂正通知書（様式第十五号の四）によるものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第十四条の四 条例第二十六条の八第一項の規定による書面の提出は、個人情報利用停止請求書（様式第十五号の五）によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第十四条の五 条例第二十六条の十第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区

分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- 一 個人情報情報の全部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書（様式第十五号の六）
- 二 個人情報情報の一部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書（様式第十五号の七）
- 2 条例第二十六条の十一第二項の規定による通知は、個人情報非利用停止決定通知書（様式第十五号の八）によるものとする。
- 3 条例第二十六条の十一第二項の規定による通知は、個人情報利用停止決定特定期間延長通知書（様式第十五号の九）によるものとする。
- 4 条例第二十六条の十一の規定による通知は、個人情報利用停止決定特定期間特例延長通知書（様式第十五号の十）によるものとする。

<p>この決定に不服がある場合の救済方法</p>	<p>この決定に不服がある場合は、この決定日から起算して60日以内に、行政不服教育委員会に異議申立てをすることがで</p>
--------------------------	---

<p>この処分を知った日の審査法第6条の規定により、きます。</p>	<p>この処分に不服がある場合の救済方法</p>	<p>1 この処分の日から起算して60日以内、秋田県を代理して起算すること 2 この処分の日から起算して60日以内、秋田県を代理して起算すること 3 この処分の日から起算して60日以内、秋田県を代理して起算すること</p>
------------------------------------	--------------------------	---

に不服がある場合は、この処分があったことを知った日から起算して60日以内に、秋田県教育委員会に対して異議申

ことができます。

の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において表す者は、秋田県教育委員会となります。）、提起できません。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起できません。

について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から月以内に提起することができます。ただし、その期間内、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この訴えを提起することができません。

<p>他の実施機関 国・他の地方公共団体</p>	<p>実施機関以外の県の機関 法人その他の団体</p>	<p>個人</p>
------------------------------	---------------------------------	-----------

<p>他の実施機関 国・他の地方公共団体 独立行政法人等・地方独立行政法人 法人その他の団体</p>	<p>実施機関以外の県の機関 個人</p>	<p>個人</p>
--	---------------------------	-----------

<p>同一実施機関内 実施機関以外の県の機関 法人その他の団体</p>	<p>他の実施機関 国・他の地方公共団体 個人</p>	<p>個人</p>
---	-------------------------------------	-----------

<p>同一実施機関内 実施機関以外の県の機関 独立行政法人等・地方独立行政法人 法人その他の団体</p>	<p>他の実施機関 国・他の地方公共団体 個人</p>	<p>個人</p>
--	-------------------------------------	-----------

個人情報取扱事務の委託

有 (委託の内容: 無)

指定管理者が扱う個人情報取扱事務	有	(事務の内容: 無)
個人情報取扱事務の委託	有	(委託の内容: 無)

「住所」の次に「(居所)」と「第2項」の次に「第3項」及び「法定代理人記載欄」及び「遺族・法定代理人記載欄」

「遺族又は法定代理人」

「未成年者」

「成年被後見人」

「死者」

「未成年者」

「住所」の次に「(居所)」と「第2項」の次に「第3項」及び「法定代理人記載欄」及び「遺族・法定代理人記載欄」

「遺族又は法定代理人」

「未成年者」

「成年被後見人」

「死者」

「未成年者」

「住所」の次に「(居所)」と「第2項」の次に「第3項」及び「法定代理人記載欄」及び「遺族・法定代理人記載欄」

「遺族又は法定代理人」

「未成年者」

「成年被後見人」

「死者」

「未成年者」

5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

「住所」の次に「(居所)」と「第2項」の次に「第3項」及び「法定代理人記載欄」及び「遺族・法定代理人記載欄」

「遺族又は法定代理人」

「未成年者」

「成年被後見人」

「死者」

「未成年者」

「住所」の次に「(居所)」と「第2項」の次に「第3項」及び「法定代理人記載欄」及び「遺族・法定代理人記載欄」

「遺族又は法定代理人」

「未成年者」

「成年被後見人」

「死者」

「未成年者」

「住所」の次に「(居所)」と「第2項」の次に「第3項」及び「法定代理人記載欄」及び「遺族・法定代理人記載欄」

「遺族又は法定代理人」

「未成年者」

「成年被後見人」

「死者」

「未成年者」

様式第 8 号 個人情報開示決定等期間延長通知書 (第 6 条関係)

( A 4 判 )

個人情報開示決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の2第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課所等	課(室・所) 班 電話番号
備 考	

様式第 8 号の 2 個人情報開示決定等期間特例延長通知書 (第 6 条関係)

( A 4 判 )

個人情報開示決定等期間特例延長通知書	
様	記号及び番号 年 月 日
秋田県教育委員会 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。	
開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第 1 項 に 規 定 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報の中の相当の部分について開示決定等をする期間及びその内容	年 月 日から 年 月 日まで (内容)
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定を適用する理由	開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。 内容説明： <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">( )</span>
事務担当課所等	課(室・所) 班 電話番号
備 考	



様式第8号の3 個人情報開示請求事案移送通知書(第6条の2関係)

(A4判)

個人情報開示請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の4第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の開示決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

開示請求に係る個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	<p>課(室・所) 班</p> <p>電話番号</p>
移送をした日	<p>年 月 日</p>
移送をした理由	
移送をした実施機関の事務担当課所等	<p>課(室・所) 班</p> <p>電話番号</p>



の3第2項」に、「訂正するかどうかの決定をする」を「訂正決定書の」に、「第26条第1項」を「第26条の3第1項」に改め、同様式の次に次の九様式を加える。

様式第15号の2 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第14条関係)

(A4判)

<p>個人情報訂正決定等期間特例延長通知書</p>	
<p>様</p>	<p style="text-align: right;">記号及び番号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>
<p>秋田県教育委員会 <span style="float: right;">印</span></p>	
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の4の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。</p>	
<p>訂正請求に係る個人情報の内容</p>	
<p>秋田県個人情報保護条例第26条の3 第1項に規定する期間</p>	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
<p>延長後の訂正決定等をする期限</p>	<p>年 月 日</p>
<p>秋田県個人情報保護条例第26条の4 の規定を適用する理由</p>	
<p>事務担当課所等</p>	<p>課(室・所) 班</p> <p>電話番号</p>
<p>備 考</p>	

様式第15号の3 個人情報訂正請求事案移送通知書(第14条の2関係)

(A4判)

個人情報訂正請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の5第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の訂正決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

訂正請求に係る個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	<p>課(室・所) 班</p> <p>電話番号</p>
移送をした日	<p>年 月 日</p>
移送をした理由	
移送をした実施機関の事務担当課所等	<p>課(室・所) 班</p> <p>電話番号</p>

様式第15号の4 個人情報訂正通知書(第14条の3関係)

(A4判)

個人情報訂正通知書

記号及び番号  
年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正をしたので、秋田県個人情報保護条例第26条の6の規定により通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課所等	課(室・所) 班 電話番号
備 考	

様式第15号の5 個人情報利用停止請求書 (第14条の4関係)

(A4判)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

秋田県教育委員会 様

(郵便番号 )

請求者 住所(居所)

氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

電話番号

秋田県個人情報保護条例第26条の7第1項(第2項、第3項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	(開示を受けた日) 年 月 日 (利用停止請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)
利用停止請求の内容及び理由	利用の停止 消去 提供の停止 (利用停止請求の内容を具体的に記入してください。)
	(利用停止請求の理由)

(遺族・法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の区分	死者	未成年者	成年被後見人
本人の住所(居所)及び氏名等	氏名		
	住所(居所)	(郵便番号 )	電話番号

- 注1 のある欄には、該当する項目の にレ印を付してください。  
 2 法定代理人が請求する場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印の上、その印鑑証明書を添付してください。  
 3 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。  
 4 遺族又は法定代理人が請求する場合には、遺族又は法定代理人に係る注3の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。  
 5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

(職員記載欄) この欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	運転免許証 旅券 健康保険証 その他( )
請求資格の確認	戸籍謄本 その他( )
事務担当課所等	課(室・所) 班 電話番号
備考	

様式第15号の6 個人情報利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報利用停止決定通知書	
	記号及び番号 年 月 日
様	
	秋田県教育委員会 <span style="float: right;">印</span>
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。</p>	
利用停止請求に係る個人情報の内容	
利 用 停 止 の 内 容	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日
利 用 停 止 の 理 由	
事 務 担 当 課 所 等	課(室・所) 班 電話番号
備 考	



様式第15号の7 個人情報部分利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報部分利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部について利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
部分利用停止 とする理由	
事務担当課所等	課(室・所) 班 電話番号
この処分に不服がある 場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第15号の8 個人情報非利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報非利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

<p>利用停止請求に係る 個人情報の内容</p>	
<p>利用停止をしない 理由</p>	
<p>事務担当課所等</p>	<p>課(室・所) 班 電話番号</p>
<p>この処分に不服がある 場合の救済方法</p>	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第15号の9 個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の11第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課所等	課(室・所) 班 電話番号
備 考	

様式第15号の10 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（第14条の5関係）

（A4判）

<p>個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書</p>	
<p>様</p>	<p>記号及び番号 年 月 日</p>
<p>秋田県教育委員会 <span style="float: right;">印</span></p>	
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の12の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。</p>	
<p>利用停止請求に係る個人情報の内容</p>	
<p>秋田県個人情報保護条例第26条の11 第 1 項 に 規 定 す る 期 間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>延長後の利用停止決定等をする期限</p>	<p>年 月 日</p>
<p>秋田県個人情報保護条例第26条の12 の 規 定 を 適 用 す る 理 由</p>	
<p>事 務 担 当 課 所 等</p>	<p>課（室・所） 班 電話番号</p>
<p>備 考</p>	

第17号中「申出者 住所」の次に「(住所)」を、「第2項」の次に「第3項」を、及び「是正申出に」を「是正の申出に」、及び「認める」を「認料する」とし、「を定める内容」を「の申出の内容」とし、「法定代理人記載欄」を「法定代理人、及び遺族・法定代理人記載欄」遺族又は法定代理人」とし、

未成年者	成年被後見人	死
未成年者	成年被後見人	死亡

住所」の次に「(住所)」を、及び「住所(住所)」の次に「住所」を、及び「回覧」の次に「回覧」を、及び「その資格」を「遺族又は法定代理人であること」とし、及び「回覧」の次に「その資格」を「遺族又は本人が死者である場合」、「本人の住所(住所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

第17号中「是正申出に係る個人情報」を「是正の申出に係る個人情報」とし、「是正を求められた」を「是正の申出の」とし、及び「回覧」の次に「回覧」を、及び「住所」の次に「住所」を、及び「住所(住所)」の次に「住所」を、及び「回覧」の次に「回覧」を、及び「その資格」を「遺族又は本人が死者である場合」、「本人の住所(住所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則

人事委員会規則二 四 (人事委員会が保有する行政文書の公開等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員 加賀谷 殷

人事委員会規則二 四 (人事委員会が保有する行政文書の公開等)の一部を改正する規則

規則二 四 (人事委員会が保有する行政文書の公開等)の一部を改正する

第17号中「電話」及び「電話番号」とし、

この決定に不服がある場合の救済方法

この決定に不服がある場合は、この決定が翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第人事委員会に異議申立てをすることができます。

この決定を知った日の6条の規定により、	この処分が不服がある場合の救済方法	1 この処分に不服が翌日から起算して立てをすることができ 2 この処分の取消し翌日から起算して6 秋田県を代表する者 日から起算して1年 3 この処分について えは、異議申立てに 起算して6月以内に であつても、決定の 処分の取消しの訴え
---------------------	-------------------	---

ある場合は、この処分があつたことを知った日60日以内に、秋田県人事委員会に対して異議申立てをします。

この訴えは、この処分があつたことを知った日の月以内に、秋田県を被告として(訴訟においては、秋田県人事委員会となります。)、提起すただし、その期間内であつても、処分の日の翌を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起

し、

1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えに対する決定があつたことを知った日の翌日から

締結することができず。ただし、その期間内の翌日から起算して1年を経過したときは、を締結することができません。

#### 附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則二六（人事委員会が取り扱う個人情報の保護）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則二六（人事委員会が取り扱う個人情報の保護）の一部を改正する規則

規則二六（人事委員会が取り扱う個人情報の保護）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十一条第四項、第二十五条第三項」を「第二十一条第五項、第二十五条第三項、第二十六条の八第二項」に改め、同項第二号中「法定代理人（）」を「遺族又は法定代理人（）」に改め、「当該」及び「その他」の下に「遺族又は」を加え、「の資格」を「であること」に改め、同項第三号中「の資格」を「であること」に改め、同項第四号中「に係る法人登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改める。

第五条第一項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各々項」に改め、同条第二項中「第二十四条第二項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各々項」に、「第二十六条第二項又は第三項」を「第二十六条の二各々項」に改め、同条第三項中「第二十七条第二項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十七条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各々項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項前段の規定は、条例第二十六条の七第三項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第一項前段中「第十九条各々項」とあるのは、「第二十六条の十各々項」と読み替えるものとする。

第六条中第一項を削り、同条第二項中「第十九条第三項」を「第十九条各々項」に改め、同項第一号中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同項第二号中「様式第五号」を「様式第四号」に改め、同項第三号中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同項第四号中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同項第五号中「が記録さ

れた行政文書」を削り、「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2 条例第十九条の二第二項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第八号）によるものとする。

3 条例第十九条の三の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第八号の二）によるものとする。  
第六条の次に次の一条を加える。

（個人情報開示請求事案移送通知書）

第六条の二 条例第十九条の四第一項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書（様式第八号の三）によるものとする。

第七条第一項中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第九条第一項中「個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定」を「開示決定」に、「当該決定」を「当該開示決定」に改める。

第十四条第一項中「第二十六条第二項」を「第二十六条の二第一項」に改め、同項各号中「を訂正する」を「について訂正をする」に改め、同条第二項中「第二十六条第三項」を「第二十六条の二第二項」に改め、同条第三項中「第二十六条第四項において準用する条例第十九条第二項」を「第二十六条の三第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 条例第二十六条の四の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第十五号の二）によるものとする。  
第十四条の次に次の四条を加える。

（個人情報訂正請求事案移送通知書）

第十四条の二 条例第二十六条の五第一項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第十五号の三）によるものとする。

（個人情報訂正通知書）

第十四条の三 条例第二十六条の六の規定による通知は、個人情報訂正通知書（様式第十五号の四）によるものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第十四条の四 条例第二十六条の八第一項の規定による書面の提出は、個人情報利用停止請求書（様式第十五号の五）によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第十四条の五 条例第二十六条の十第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

一 個人情報の全部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停

- 止決定通知書(様式第十五号の六)
- 個人情報の一部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書(様式第十五号の七)
  - 条例第二十六条の十第一項の規定による通知は、個人情報非利用停止決定通知書(様式第十五号の八)によるものとする。
  - 条例第二十六条の十一第二項の規定による通知は、個人情報利用停止決定通知書(様式第十五号の九)によるものとする。
  - 条例第二十六条の十二の規定による通知は、個人情報利用停止決定通知書(様式第十五号の十)によるものとする。

懲戒申 救 済 方 法	この決定に不服がある場合の 翌日から起算して60日以内に、行政不服 人事委員会に異議申立てをすることがで
----------------	--

懲戒申 救 済 方 法	この決定に不服がある場合の 翌日から起算して60日以内に、行政不服 人事委員会に異議申立てをすることがで	この処分 の翌日から 立てをする 2 この処分 翌日から起 秋田県を代 ることがで 日から起算 することが 3 この処分 えは、異議 起算して6 であつても 処分の取消
----------------	--	---

定があつたことを知った日の  
審査法第6条の規定により、  
きます。

この処分に関する場合は、この決定を知った日の  
起算して60日以内に、秋田県人事委員会に対して異議申  
立てをすることができません。

算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において  
表す者は、秋田県人事委員会となります。)、提起す  
きます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌  
して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起  
できません。

について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴  
申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から  
月以内に提起することができます。ただし、その期間内  
、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、  
しの訴えを提起することができません。

懲戒申   申出	他の実施機関 国・他の地方公共団体	実施機関以外の県の機関 法人その他の団体	個人
----------	----------------------	-------------------------	----

版報道等 人 ( )	他の実施機関 国・他の地方公共団体 独立行政法人等・地方独立行政法人 法人その他の団体	実施機関以外の県の機関 個人	他の実施機関 国・他の地方公 個人 ( )
---------------	--	-------------------	-----------------------------

( )	同一実施機関内 実施機関以外の県の機関 法人その他の団体	他の実施機関 国・他の地方公 個人 ( )
-----	------------------------------------	-----------------------------

共団体 )	同一実施機関内 実施機関以外の県の機関 独立行政法人等・地方独立行政法人 法人その他の団体	他の実施機関 国・他の地方公共団体 個人 ( )
-------	--	--------------------------------

個人情報取扱 有 (委託の内容)

事務の委託 無

指定管理者が扱う 個人情報取扱事務	有 (事務の内容: 無
個人情報取扱 事務の委託	有 (委託の内容: 無

住所) 第2項) 法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人) 未成年者 成年被後見人

住所) 第2項) 法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人) 未成年者 成年被後見人

5 本人が死者である場合は、本人の住所(居所)及び氏名等欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要で

す。

「次の」及び「次の」は、次の規定に基づき、遺族又は法定代理人、その資格、遺族又は法定代理人であること、回覧の経過した日以後は、開示を受けることができ

4 この通知があった日から90日を経過した日以後は、開示を受けることができ

「第19条第1項」及び「第19条第2項」は、次のとおり、次のとおり個人情報の一部を、同条第3項の規定に基づき、回覧の経過した日以後は、開示を受けることができ

5 この通知があった日から90日を経過した日以後は、開示を受けることができ

「第19条第1項」及び「第19条第3項」は、次の規定に基づき、回覧の経過した日以後は、開示を受けることができ



様式第 8 号 個人情報開示決定等期間延長通知書 (第 6 条関係)

( A 4 判 )

個人情報開示決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の2第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	課 班 電話番号
備考	

様式第8号の2 個人情報開示決定等期間特例延長通知書(第6条関係)

(A4判)

個人情報開示決定等期間特例延長通知書	
様	記号及び番号 年 月 日
秋田県人事委員会委員長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。	
開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間及びその内容	年 月 日から 年 月 日まで (内容)
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定を適用する理由	開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。 ( 内容説明: )
事務担当課	課 班 電話番号
備考	

様式第 8 号の 3 個人情報開示請求事案移送通知書 (第 6 条の 2 関係)

( A 4 判 )

個人情報開示請求事案移送通知書

記号及び番号  
年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の4第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の開示決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

開示請求に係る個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の 事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話番号
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送をした実施機関の 事務担当課	課 班 電話番号



の3第2項」に、「訂正するかどうかの決定をする」を「訂正決定書の」に、「第26条第1項」を「第26条の3第1項」に改め、同様式の次に次の九様式を加える。

様式第15号の2 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第14条関係)

(A4判)

<p>個人情報訂正決定等期間特例延長通知書</p>	
<p>様</p>	<p>記号及び番号 年 月 日</p>
<p>秋田県人事委員会委員長 <span style="float: right;">印</span></p>	
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の4の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。</p>	
<p>訂正請求に係る個人情報の内容</p>	
<p>秋田県個人情報保護条例第26条の3 第1項に規定する期間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>延長後の訂正決定等をする期限</p>	<p>年 月 日</p>
<p>秋田県個人情報保護条例第26条の4 の規定を適用する理由</p>	
<p>事 務 担 当 課</p>	<p>課 班 電話番号</p>
<p>備 考</p>	

様式第15号の3 個人情報訂正請求事案移送通知書(第14条の2関係)

(A4判)

個人情報訂正請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の5第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の訂正決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

訂正請求に係る個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話番号
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送をした実施機関の事務担当課	課 班 電話番号

様式第15号の4 個人情報訂正通知書(第14条の3関係)

(A4判)

個人情報訂正通知書	
様	記号及び番号 年 月 日
秋田県人事委員会委員長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正をしたので、秋田県個人情報保護条例第26条の6の規定により通知します。	
提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課	課 班 電話番号
備 考	



様式第15号の5 個人情報利用停止請求書(第14条の4関係)

(A4判)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

秋田県人事委員会委員長 様

(郵便番号 )

請求者 住所(居所)

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

電話番号

秋田県個人情報保護条例第26条の7第1項(第2項、第3項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	(開示を受けた日) 年 月 日 (利用停止請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)
利用停止請求の内容及び理由	利用の停止 消去 提供の停止 (利用停止請求の内容を具体的に記入してください。)
	(利用停止請求の理由)

(遺族・法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の区分	死者	未成年者	成年被後見人
本人の住所(居所)及び氏名等	氏名		
	住所(居所)	(郵便番号 )	電話番号

- 注1 のある欄には、該当する項目の にレ印を付してください。  
 2 法定代理人が請求する場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印の上、その印鑑証明書を添付してください。  
 3 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。  
 4 遺族又は法定代理人が請求する場合には、遺族又は法定代理人に係る注3の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。  
 5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

(職員記載欄) この欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	運転免許証 その他( )	旅券	健康保険証
請求資格の確認	戸籍謄本	その他( )	
事務担当課	課	班	電話番号
備考			

様式第15号の6 個人情報利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報利用停止決定通知書	
	記号及び番号 年 月 日
様	
秋田県人事委員会委員長 <span style="float: right;">印</span>	
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。</p>	
利用停止請求に係る個人情報の内容	
利 用 停 止 の 内 容	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日
利 用 停 止 の 理 由	
事 務 担 当 課	課 班 電話番号
備 考	

様式第15号の7 個人情報部分利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報部分利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部について利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
部分利用停止 とする理由	
事務担当課	課 班 電話番号
この処分に不服がある 場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県人事委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第15号の8 個人情報非利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報非利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止をしない 理由	
事務担当課	課 班 電話番号
この処分に不服がある 場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県人事委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第15号の9 個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の11第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	課 班 電話番号
備考	

様式第15号の10 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書 (第14条の5 関係)

(A4判)

個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

記号及び番号  
年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の12の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第 1 項 に 規 定 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の利用停止決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第26条の12 の 規 定 を 適 用 す る 理 由	
事 務 担 当 課	課 班 電話番号
備 考	



発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄